

日本イエズス会の通信について

—その発送システムと印刷—

五野井 隆 史

はじめに

『イエズス会日本書翰集』が海外史料室の第三番目の編纂物として刊行されてから今年でちょうど十年になる。同書翰集は、一五四七年から一五七九年に至る日本イエズス会の関係書翰集の原文とその翻訳を編纂・刊行することを目的とするが、一五七九年までと区切ったのは、すでによく知られているように、同年来日した同会東インド管区巡察師A・ヴァリニヤーノによつて、それまでの通信の在り方が改変され、新たな通信制度が設けられて一年に一冊の公式報告を送付する通信制度が確立するようになつたからである。『書翰集』の刊行後には一五七九年から一六二六年まで続いた『イエズス会日本年報』の編纂・刊行をも将来計画として視野に入れている。今日はこの研究会の場を借りて、イエズス会の通信制度がどのような目的と経緯のもとに成立し確立していったのか、また日本イエズス会にあつては通信の在り方がどのように推移し、通信の発送システムがいかように整えられていつたのか、また同会の書翰や年報等の印刷に関わる問題について言及する。⁽¹⁾

—イエズス会の通信に関する規定

イエズス会の創設者イグナティウス・デ・ロヨラが、「イエズス・キリストの兵士として教皇の命じるままに世界のはてまでも赴く」ことを使命として、これをローマ教皇パウロ三世に申し出たのは、一五三八年のことであつた。従つて、創設まもない会員達の団結をいかに保ち、これを強化するかが同会の課題でもあつた。創設者の一人フランシスコ・ザビエルは、彼の片腕として翌年六月下旬にイグナティウスの秘書となり、会員間の連絡の要でもあつた。この年、一五三九年には会員十名のうち二名のアイルランド宣教が予定されていた。このように、会員がローマを離れてイタリア各地に赴き、また海外に派遣される者が出てきたために、会員間の連繋と絆を強める目的で、（一）イタリア国内に在住する者は週に一度、海外へ赴いた者は一ヶ月に一度ローマに報告集を送付する、（二）ローマ在住の会員はこれに返信を書き認める、（三）ローマ到着の報告・書翰は全員の前で朗読することが決められた。

フランシスコ・ザビエルがインドに赴いたことによってイエズス会の

宣教活動は先ずアジア地域に拡大し、ローマとの通信の在り方も実状に即して改変されていったことは当然の成り行きであった。インド地方在住のイエズス会員達からの書翰と報告は、リスボンとゴアとの間を往復する年一回の定期船に託送された。ザビエルは一五四二年にゴアに到着して以降一五四九年に日本渡航のため同地を出発するまでは、ほぼ毎年ローマにいる総会長イグナティウス・デ・ロヨラと同僚達に各一通の書翰を書き送っていたと思われる。少なくともイグナティウスには毎年書いていたことは確かである。⁽³⁾

イエズス会の通信制度が定められたのは、一五五八年に開催された第一総会議においてであった。同総会議では、イグナティウスが一五四年から五〇年にかけて作成したイエズス会会憲が承認された。この会憲第八部は会員間の一一致と團結を強めることが中心課題であり、そのための施策が提示されている。第八部第一章は、会員同士の文通の有益性と、そのための制度の必要性を確認したものである。即ち、

(los inferiores) (superiores)
(lettres missivas)
目下の者と上長との間になされる書翰の交信は、あい互によく知

(las nuevas y informaciones)
り、方々の地方から送られて来る便りや情報を理解するために特に助けるとなるであろう。そのことに関しては、上長達とりわけ総会長と管区長達が、各地において他の地方のことを知ることができるよう命今を与えて責任を負うことになるであろう。このことは、私達の主における相互の慰撫と感化のためである。⁽⁴⁾

第一総会議は右の規定を具体化して以下のような注釈を与えている。

(L) 一つの管区に属する地区長と「コレジオの」院長、そ

して神の地において好結果を収めるために遣わされる者たちは、そ

のための方法があるならば、毎週「一回」管区長に書かなければならぬ。そして管区長とその他の者たちは総会長に対して、その近くにいるならば、同じように毎週書かなければならない。そして利

便性のない異国にいる時には、好結果を上げるために派遣されたと
言われる特別な者たちや地区長や院長、管区長もまた総会長に月一度書くことになるであろう。総会長は彼等に通常月に一度書かせるであろう、少なくとも管区長にはそうさせるであろう。そして管区長は地区長と院長及び必要と思われる特別な者たちに、同じように月に一度、そして私達の主に関して生じる出来事に応じて各地方の多くのことを書かせることになるであろう。

(M) 「イエズス」会の出来事が全会員に伝えられるように次の方法が採られることになる。一人の管区長の許にある会員達は、それ

ぞれのカーザやコレジオから四ヵ月毎に月の初めに、感化「に役立つ」事柄だけを含む書翰をその管区の自國語で、そして同じ内容からなるラテン語のもう一通の書翰を書くようにする。そして彼等は双方の写しを管区長に送るようにする。それは、彼がラテン語と自己語の写しを、特筆すべき事柄あるいは特別な者（会員）たちが触れていない感化「に役立つ」事柄を述べた自分の書翰と一緒に総会長に送付するためである。そして他の一つの写しは、自分の管区のその他の者たちに知らせるために必要な箇所を何度も写させるためのものである。これらの書翰を管区長に送るのに際し多くの時間がかかる場合には、地区長と院長は直接総会長にラテン語と「管区の」国語からなる両書翰を送り、またその写しを管区長に送ることができる。管区長もまた自分がよいと思う時には、地区長の何人かの者に、彼等が管区長に書いた書翰の写しを管区内の他の者たちに送つて知らせるよう委ねることができる。

しかし、ある管区のことが他の管区に知られるために、総会長は、各管区から送付されてくる諸書翰から、他の管区長全員に与えるために十分な数の写しが作られるように命令を与えるであろう。そし

て管区長達は同じように管区内の者たちのためにそれらの書翰を写させるであろう。⁽⁵⁾

右の会憲の注釈から明らかなように、書翰の送付が各会員、地区長、コレジオの院長及び管区長に期限付きで義務づけられたことにより、ローマを離れた会員と、ローマ在住の会員及び総会長とが書翰や報告書を通じて密接に結ばれ、各管区もローマから送られて来る写しを通じて他管区の宣教活動の様子を知ることができるよう配慮された。

注釈（L）によれば、総会長の居住するローマの近くで活動する会員は管区長も含めて毎週一回総会長に書翰を書き送る義務を負つた。様々な国へ赴いた会員も毎月一度は書翰を書かなければならなかつた。また各管区にあつては、各地方の上長（地区長）、コレジオ（学院）の院長、そして各会員が活動の成果を彼等の上長である管区長に毎月一度報告書を提出しなければならなかつた。

注釈（M）から知られることは、感化（教化）の書が特別に作成されローマに送られたことである。その作成の次第は、①先ず各会員がカーザ（修院）やコレジオに関して見られた宣教の成果、即ち会員達の教化

（感化）に役立つ事柄だけを書いた報告書、しかも管区内で話される国語とラテン語からなる同じ内容の報告書各一点を四ヵ月毎に月初めに作成し、その複本（写し）を管区長に送る。②管区長は二ヵ国語で書かれた同内容の報告書各一通の写しに、彼個人が作成した教化に有益な事柄や他の会員達が書き漏したことを書き加えた自筆書翰を添えて総会長に送る。③管区長は自分の管区内の会員達が読むことができるよう別々の写本を作成させる。④総会長は感化に役立つ事柄が全会員に知れわたるように他管区のために写しを作成させる、というものであつた。

この通信の規定については、インド及びその他のアジア諸地域との交信の実情を踏まえて、一五六五年に開かれた第二総会議では、報告書の

送付を年一度とすることに変更された。一五七三年に開催された第三総会議では、より詳細な「諸書簡作成上の規定」が承認され、ローマに毎年送られる報告書の目的が明確にされた。即ち、（一）上長に対して必要な情報を提供する。（二）各地に分散する会員間の一一致団結をはかる。（三）読者（信者）に感化を与える。⁽⁶⁾ このように、信者に対する感化（教化）が新たに打ち出されたことによって、イエズス会における書翰や報告書の印刷・出版が重要な役割を担うことになり、当初から印刷を意図した報告書が宣教地で作成されるようになった。このため、同会の宣教活動の成果を誇示するような内容になりがちであったことは否定できない。一五七九年に来日したヴァリニヤーノが日本における通信制度の改革を断行した背景には、実態を糊塗して宣教活動の成果のみを称揚してきた慣行のあつたことが示唆される。そして、そのような在り方はすでにザビエルによつて先鞭を付けられていたように思われる。

二 日本発信の書翰について

ザビエルの来日以降ヴァリニヤーノが来日する前年の一五七八年までの三〇年間に、イエズス会宣教師達がどれほどの数の書翰を日本から発信したのか、その実数を把握することはむづかしい。現在、確認される書翰は管見では一二四通にすぎない。⁽⁷⁾ 海難や海賊による略奪などによつて逸失した書翰も少なからずあつたであろうから、すくなくとも二二〇通以上の書翰が日本から発送されたのではないかと推測される。

それでは、日本からはどうのような基準のもとに書翰が送られていたのであるうかということである。ザビエルは一五四七年七月マラッカ滞在中に、モルッカ諸島の宣教に赴くファン・デ・ベイラ神父らに対しても書翰に關する指図を与えている。モルッカ諸島がインドから遠く離れてい

るため、彼等からの便りを一年に一度しか受領できないことを認識した上での指図であった。ザビエルはこのことについて一五四八年一月二〇日付のローマの会員達宛に送った書翰の中で言及して、「彼等が毎年ローマに詳しく書いて、それらの地方において私達の主なる神のために奉仕したすべてのことについて、そしてその方が「宣教のために」どのような状況にあるかについてこと細かに報告するよう、私は依頼しました。⁽⁸⁾」と報じている。日本からの書翰の発送も、ポルトガル船の日本来航事情とマラッカからのインドへの便船の兼合いもあって、モルッカ諸島発信と同じような条件下におかれ、年に一度の通信しかできなかつたことは自明のことであった。また書翰が何を主題にして書かれるべきであつたのかについては、ザビエルが日本渡航の途次マラッカからモルッカ諸島にいたベイラ神父に書き送った一五四九年六月二〇日付の書翰の一節から示唆される。

あなた方は、パードレ・イグナティオとパードレ・メストレ・シモンに、そちらにいる者たち全員が挙げてある成果について細大もらさずに報告して詳細な書翰を書くようにしなさい。そして、それは教化「に役立つ」事柄に関わることであつて、教化に役立たない事柄は書かないようにななさい。あなた方がパードレ・メストレ・イナシオとパードレ・メストレ・シモンに書く書翰は、多数の者がこれを読むことになることを考慮して下さい。このため、誰にも教化にならないことは決して書かないようにしなさい。そして、書翰は封をし押印してマラッカのパードレ・フランシスコ・ペレスに送つて下さい。上書きはパードレ・イナシオとパードレ・メストレ・シモン宛です。別の書翰はインドにいる兄弟全員に宛て書き、そちらの地で挙げている成果を彼等に知らせて下さい。全員が私達の主である神に感謝を捧げるためです。……すべての書翰は

パードレ・フランシスコ・ペレスに宛て送つて下さい。と言うのは、私が彼に与えた規則(*huun regimento*)によつて彼は同地（マラッカ）からポルトガルとインドへ送ることになるからです。そして、あなた方は日本にいる私に詳しく書いて下さい。詳細に書く時間があなた方には日本には、インドの兄弟達に宛て書く書翰の中で、そちらで挙げた成果のすべてを彼等に報告し、パードレ・フランシスコ・ペレスに開封したまで送つて下さい。彼がそれを転写して、その写しを私に宛て日本へ送付するためです。⁽⁹⁾

上述の内容について整理すると、（一）総会長イグナティウスとポルトガル管区長ロドリゲス・シモン宛書翰は封印して送られ、宣教活動の成果が詳細に報告される。（二）その報告は教化（感化）に役立つ事柄であつて非教化的なことは一切書かれない。（三）インドの会員達宛の別便は開封され宣教の成果が書かれる。（四）各会員がザビエルに詳細な書翰を書いて成果を報告する、というものであつた。

しかし、ザビエルはゴアから発送する書翰について特に注意を払い、一五五二年四月六日から一四日までの間に書いた聖パウロ学院長ガスパール・バルゼオに対する第一の訓令に追記して、各会員が封印したままでゴアを経由することなく直接ヨーロッパに発送することを禁止した。これは、モルッカ諸島在留のベイラ神父に与えた指示から二年一〇カ月後の処置である。即ち、

パードレやイルマンは「直接に」国王や領国（ポルトガル）へ書翰を送付してはならず、先ず当学院宛に開封された書翰を送り、そこから領国宛の書翰の束「や」、パードレ・メストレ・シモン「・口ドリゲス」か、「リスボンの聖アンタン修道院」院長宛に行く諸書翰の中に加えて送付するようにして下さい。⁽¹⁰⁾

このため、諸地方に分散していた会員達は開封した書翰をゴアに送り、

ゴアにおいては写しが作られたのち、ポルトガル管区長あるいは聖アンタン修道院長宛の書翰の束に一括されて送られた。これらの書翰がゴアの学院長及びポルトガル在住の上長達によって、その記載内容についてある程度の検閲がなされたであろうことは十分に考えられる。従つて、書翰や報告書の記載内容についてもいつそう明確な表現をとつて規制されたことが、同じ日付をもつて学院長バルゼオに与えられた第四の訓令によつて知られる。それによれば、ザビエルは会員が自由に書くことができたと思われる一般的書翰においても、非教化的なことや物議をかもすようなこと、他の会員に対する非難や悪口などは一切書かないよう指図した。⁽¹¹⁾これは、恐らく総会長イグナティウスの意向でもあつたであろう。このように、開封された書翰が先ずゴアに送られ、そこでは学院長らがこれを一覧して記載内容を検討し、写しが作成されたのである。こうした書翰発送の在り方は非教化的内容の排除も含めて、ザビエルを考えていいくのではなかろうか。

なお、アジア宣教において総責任者の立場にあつたザビエルがつねに彼の許に情報が集まるように努め、各会員が彼に報告するように義務づけていたことは、すでに紹介したペイラ神父宛一五四九年六月二〇日付の書翰から明らかであるが、彼がインド管区長に任命されたのち中国宣教に出発する際にも、改めて学院長バルゼオに同じような指図を与えている。一五五二年四月二四日付、コーチン発信の書翰には次のような節がある。

あなたがマラッカの私に宛て書翰を書く時には、詳細に私に書いて下さい。それは、あなたの書翰を読んでたいへん心が安まるからです。その書翰では、学院内や学院外にいる兄弟全員の消息を私に書くようにして下さい。そして、誰か字を上手に書く者に〔筆記〕さ

ゴアにおいては写しが作られたのち、ポルトガル管区長あるいは聖アンタン修道院長宛の書翰の束に一括されて送られた。これらの書翰がゴアの学院長及びポルトガル在住の上長達によって、その記載内容についてある程度の検閲がなされたであろうことは十分に考えられる。従つて、書翰や報告書の記載内容についてもいつそう明確な表現をとつて規制されたことが、同じ日付をもつて学院長バルゼオに与えられた第四の訓令によつて知られる。それによれば、ザビエルは会員が自由に書くことができたと思われる一般的書翰においても、非教化的なことや物議をかもすようなこと、他の会員に対する非難や悪口などは一切書かないよう指図した。⁽¹¹⁾これは、恐らく総会長イグナティウスの意向でもあつたであろう。このように、開封された書翰が先ずゴアに送られ、そこでは学院長らがこれを一覧して記載内容を検討し、写しが作成されたのである。こうした書翰発送の在り方は非教化的内容の排除も含めて、ザビエルを考えていいくのではなかろうか。

ヨーロッパからゴアにもたらされる書翰類についても、ザビエルはア不在の場合には所定の手順を経て彼の手許に届く状況にあることを、総会長イグナティウスに対して「私はゴアで「そちらから来る」書翰をマラッカに送るよう、そしてマラッカでそれらを転写して多くの便で日本の私に送るように命じておきました」、と明言している。⁽¹³⁾

ザビエルは彼自身がアジア宣教における要として、同地域における全会員に定期的に報告することを義務づけ、また彼等がヨーロッパに発信する書翰の写しを入手することによつて他の会員との結び付きを強く意識し、さらにヨーロッパからの来翰に対してもゴア不在時にはいち早くこれを入手して対応できるための手順を確立していたことが知られる。ヨーロッパから遠く離れて宣教活動に従事していた者たちには、彼等とヨーロッパ在住会員達を結び付ける手段は書翰だけにすぎず、それが彼等の活動の支えとなつていたであろうことは否定できない。このことは、ザビエルがポルトガル管区長シモン・ロドリゲスに送った一五五一年四月七日付の書翰において強調するところである。⁽¹⁴⁾

彼はイエズス会創設に参与した者の一人として、ローマやポルトガルにおける同会の動静に人一倍強い関心を寄せていたことは事実であり、それだけヨーロッパからの来翰を強く要望し、ゴア以外のいづれの地にあつても確實に書翰入手できる手立てを考えていたと言えよう。そのような意味では、モルッカ諸島や日本、中国との結節点に位置していたマラッカは重要な位置を占め、またザビエルの信頼を獲ち得ていたフランシスコ・ペレス神父が同地に配属されたことは、彼の通信発信のシス

せて下さい。書翰はマラッカのフランシスコ・ペレスの許に行くようにして下さい。そして九月には私に書いてバンダへ出帆するナウ船に乗せて下さい。フランシスコ・ペレスがそれらの書翰のシナ送付につき十分に配慮するからです。

テムがたとい十分に機能しなかつたとしても評価できるものであつたと思われる。

三 ヴァリニヤーノによる通信制度の改革

一五七九年に東インド管区巡察師として来日したアレッシャンドロ・ヴァリニヤーノが、来日以前に書翰や報告書を通じて抱いていた日本認識と、実際に来日して体験した実態との間の隔差の大きさについて驚きを隠すことができなかつたことは、彼が一五七九年一二月一日付で、肥前口ノ津から総会長エベラルド・メルキュリアンに送付した書翰の一節から、よく知られている事実である。書翰などによつて得られた日本に関する知識（日本認識）と実態との間に大きな隔差が生じたのは、すでに見えてきたようにザビエルによつて始められた通信発送体制と記載内容についての選別の方針が遵守されてきた結果であつたと見ることができが、しかし、その根本原因が総会長イグナティウスによって起草された会憲第八部第一章における通信の規定に由来していたことは、ヴァリニヤーノも認めざるをえなかつたようである。

彼は一五七九年に総会長メルキュリアンに送付した書翰において、日本に関する印刷に付されている各書翰の内容が真実の報告からいかにかけ離れたものであるかということを自らが総会長に送つた書翰から理解していくだけであるうと述べて、その理由に言及している。その理由の一つとして、来日した多くの宣教師が言葉も日本人の習慣も偽善性も解らぬままに、彼等の表面的なことだけに左右されてしまつたこと、そしてある者たちは日本人の内面についてよく知つてはいたが、書翰には少なくとも立派な教化的な事柄を書き込むことになつてゐたために表面的な事柄を書いていたのであり、そのために、書翰を見た者にはそれが

真理と内面的精神を伴つてゐると思われていた、と指摘している。⁽¹⁶⁾

ヴァリニヤーノは、このため、教化的な事柄を中心とした報告書と、イエズス会自身に関わる報告を主とする個人的書翰とを区別することとし、ここに年度報告、所謂年報制度が確立することになった。年報は布教長（一五八一年からは準管区長）の責任において毎年一つ作成されるものであり、ヴァリニヤーノの指導による『一五七九年度日本年報』がスペイン人のフランシスコ・カリオン神父によつて、一五七九年一二月一日付をもつて作成された。カリオン神父はその冒頭において、従来の諸書翰が齋した弊害について触れ、その反省のもとに最良の報告を送ること、そして年報作成の要領について簡潔に述べている。

本年、日本に到着した巡察師の命令によつて、今後同地からただ一通の年報（una sola Annu）を書かなければならなくなつたために、その年報では私達の主がその最も小さな僕たちを通じて諸領国において行なつていることすべてを報告することになります。各地方からいつも書き送つてゐた多数の書翰がしばしば起こしているような大きな混乱を惹き起させないため、そして日本の諸事情がいつそう明らかに理解されるように、私達の主の扶けを得て本年なされたことについてなし得る限り最良の報告をすることに努めます。そして、このことがいつそく行なうことができるよう、「初めに」一般的な事柄から始め、次いで個々の土地について言及しようと思います。

右の一節から明らかなるように、今後書かれることになる年報の構成は大きく一分され、全般的な状況と個々の宣教地の活動報告からなる。『一五七九年度日本年報』では、序文でイエズス会の現状が略述され、日本の政治状況がキリスト教界に関連づけられて語られている。このように、序文では全般的な状況を述べたあとに、イエズス会の布教施設が

置かれている地域、即ち肥前国、肥後国、筑前・筑後両国、豊後国、都と山口について報告されている。この五章が教化に役立つ報告であり、「年報」の主要部分を構成している」とから、「年報」は「感化（教化）の書」と称せられ、右のような記載様式がそれ以降の基準として遵守されていくことになる。

全般的な状況についての記載は、序文を含む日本の世俗の状況、多くは政治的動静（A）、キリスト教界の現状（B）、及びイエズス会員の動向、人事異動、死没などを含む概況（C）からなり、伴天連追放令や迫害、準管区長の大坂城訪問、インド副王使節ヴァリニヤーノの来日と豊臣秀吉訪問などに関する特筆すべき事件も序文において扱われている。A+B+Cの順で記載されるのは、一六〇三年度からであり、一六一七年度まで続くが、それ以外の年度では序文の中でA・B・Cが一緒に言及され、重要度に応じて省略されたり、書く順序が変わったりしている。

一五八〇年六月に「日本布教長内規」がヴァリニヤーノによって作成された結果、宣教領域が下・豊後・都の三教区制になつたため、「年報」の記載もそれにならつて章立てがなされ、布教機関が置かれていた地域の宣教報告（D）、所謂「感化（教化）の書」も、下・豊後・都の順に書かれた。¹⁸⁾

しかし、ヴァリニヤーノが標榜した「ただ一つの年報」の原則は、ルイス・フロイスが年報作成者になつたことで崩されてしまった。彼はすでに一五八二年度の「年報」を作成した時にその統報として別の「年報」を執筆する意向を持っていたが、一五八四年度の執筆に当たっては実際に各布教区毎の「年報」を作成した。この傾向は一五八七年度の「年報」の作成まで続いた。一五八七年度の「年報」は少なくとも五つ確認されるが、そのうちの一つは、日本渡航のためマカオに着いたヴァリニヤーノがフロイス作成の「年報」を同地で検閲して再編集したものである。¹⁹⁾

一五八八年度以降の「年報」では再び年に一つの「年報」になるが、一五八九年度分では従来通りの書式による「年報」の他に、一五八八年三月一日から八月三〇日までの日付をもつ書翰一九通がほぼ日付順に配列された「年報」が準管区長コエリヨと秘書フロイスの名で編集された。²⁰⁾その意図は明らかでないが、迫害の最中にも拘らず、各会員が十分な成果を挙げていることを各個人の書翰を収載することで強調しようとしたのであろうか、これは同「年報」の序文の書き振りから受けれる印象である。²¹⁾

一五八七年発令の伴天連追放令によつて宣教師の大多数は九州の下地方（有馬・大村・天草）各地に潜伏したため、三教区制は形だけのものになつてしまつたが、「年報」の書式は従来通りのまま維持された。²²⁾しかし、豊後教区は大友義統改易（一五九三年）により有力なキリシタン武士層の多数が諸国に去つたことなどが原因して有名無実化していたし、大村教区 Casa Reitoral は大村喜前が長崎替地問題を契機にして棄教し禁教したために（一六〇六年）イエズス会は宣教を禁止されて、「年報」における扱いは長崎の章に組み入れられている。一六一四年の禁教令施行後も「年報」作成の書式は遵守されたが、迫害の強化に伴い日本での「年報」作成はむづかしくなり、「年報」作成のためのポントス（覚書）などを含む資料は一括してマカオに送られた。こうして「一六一七年度年報」がマカオで作成され、翌年度分を除くそれ以降の「年報」はすべてマカオで作成された。一六一九年度以降の「年報」は、迫害と殉教者に多くのページを割くようになり、従来通りの書式を守りながら殉教報告を教区関連の箇所に挿入しており、殉教報告書の様相を濃くしてくる。特に「一六二六年度年報」は口ノ津における殉教者を扱つたものであり、殉教報告と称すべきものである。殉教報告を多く載せた「年報」が正に「感化（教化）の書」に相応しい内容に溢れていたことは確かであるが、

それらが印刷された時、ヨーロッパのキリスト教徒達の教化に本当に役立っていたのかとなると、これはまた別の問題である。

インド副王使節として一五九〇年七月に再び来日したヴァリニヤーノは、彼が改革した通信の制度が「一五八四年度年報」以降、一年に一つの「年報」作成の原則が破られ、しかも一五八九年度には諸書翰を編集収載しただけの変則的な報告が「年報」の名の下にマカオに送付されてきた状況を見て、日本イエズス会首脳に対する不信感を募らせたであろうと推測される。このため、彼が二度目の来日を機に、年報作成に関する手順や記載事項についてより明確な規定を作ることを決意したことは当然のことであった。この問題が、一五九〇年八月に加津佐で開催された第二回協議会、一五九二年に長崎で開かれた第三回協議会そして管区総会議において討議されたことは、彼がその年に作成した「服務規定」の第一七章「諸パードレが上長等に書翰を認め、年報のために報告を提供する方法」によつて知ることができる。⁽²⁴⁾

二回の協議会及び管区総会議において得られた結論は、（一）ただ一つの「年報」を送付すること、（二）教化（感化）に役立つ記事が「年報」の主要部を構成することの二点に集約されたであろう。（一）は一五九〇年度以降、ただ一つの「年報」しか送られなかつことによって確認される。（二）は管区長総会議で決議勧告された第三六条「年報について」によつて知ることができる。即ち、

日本から送付される年報は非常に教育的で、これを読みたいとの欲求を起こさせてヨーロッパの人々の精神を高めているので、ほどんど常に印刷に付されるようにし、また総会長は他の管区の報告がその成果について短い章からしなつていなといとしても、当地からの年報が従来通り書き送られるよう希望されている。しかるに、総会議はそれらの年報が上長によつて、あるいは彼から任命された他の

者たちによつて、当然、審査・訂正される必要がある、と留意する。そのため、年報に関しては所定の書式の中に記されていることは正しく守られるべきであり、……思慮深くかつ教訓的に語らるべきである。⁽²⁵⁾

右の決議勧告からも明らかなるように、「年報」作成の意図が明確に語られる一方で、それ自身のもつ制約をも十分に知ることができる。「年報」が印刷出版されて様々な場所で読まれ人々の目に触れるために、報告の対象となる地域やカーザに悪感情を与えることのないよう、そして迫害者に対してさえも刺戟を与えるような書き方はしないよう配慮すべきであるとの意志統一が計られていた。「年報」作成の基本方針は決議勧告第三六条によつて明確にされ、管区総会議出席者によつて支持・承認されたことになる。

「年報」作成の手順がいつ確立したかは明確ではないが、ヴァリニヤーノの「服務規定」一七章第二条において的確に述べられていることからすると、一五七九年の段階ではまだ明確な指針はなく、第二回目の来日後協議会や管区総会議を開催し検討を重ねる中で練られたのではないかと推測される。一七章第二条の内容を整理すると、「年報」作成の手順は次のようなものであった。

一・各レジデンシアの長であるパードレは、各レジデンシアにおいて一年間に見られた教化的事柄を書き留めて置く。

二・各レジデンシアの長はこの書き留められたもの（覚書）を九月に布教長（地区長）に送る。

三・布教長はレジデンシアの長から送られたものと、自らのカーザにおける教化的事柄とから抜き出した一つの短い摘要（ポンストス）を作成し、九月中に準管区長（または秘書）に送付する。⁽²⁶⁾

準管区長ないしその秘書の下に送付されたポンストスに基づいて、秘書

が「年報」を作成し、年内の一〇月ころにマカオに帰航するポルトガル商船ナウで託送するという手順であったであろう。生糸貿易の進捗状況に合わせて、翌年三月ないし二月出帆の商船に託送することが、一六〇五年以降に恒常化していった。ナウ船ではなくジャンク船やソマ船で託送することもあつたし⁽²⁷⁾、マニラとの間に通商関係が持たれるようになると、マニラ・メキシコ経由でも送られた⁽²⁸⁾。

四 写本の作成と印刷

書翰及び年報の発信に当たつては、数本の写本が作成された。控えとして現地に保存しておくためであり、また海難による逸失などを予測して別の便船で送付したためである。初期宣教の時代には、日本のイエズス会員はインド管区の管轄下にあつたから、すでに述べたように、日本発信の書翰はすべて開封されてゴアのインド管区長宛に送られた。ゴアでは、フロイスの一五六〇年一二月一二日（？）付の書翰によると、各地に発送するため七通の写本が作られた。ポルトガルへ送る四通、カフラリア、マラッカとモルッカ、そして日本宛の各一通であつた。このため、日本からゴアに送られた書翰は少なくとも六通の写本が作られたことになる。ポルトガル宛写本はインド管区で常用していたポルトガル語文の他に、イタリア語文とラテン語文の写本各一通からなり、自筆書翰（Autographa）と一緒にリスボンに送られた。

日本からの発送経路は、最初のうちは①マラッカ→ゴアであり、順調な航海であれば日本から要した日数は四ヵ月そこそこであった。ポルトガル人がマカオ居住を許された一五五七年以降には②マカオ→マラッカ→ゴアの経路がとられるようになつたが、これは①に比べ、時には一年遅れでヨーロッパに届くことがあつた。一五六一年に総会長ディエゴ・

ライネスによつて巡察師としてポルトガルに派遣された総会長秘書ヘロニモ・ナダールは、同地に届く書翰の保存、書翰の点検、訂正された写本の作成、興味ある箇所についての食事中の朗読、適当なもの印刷について指示を与えた⁽³⁰⁾。こうして、リスボンではエヴォラやコインブラ、さらにスペインのアルカラなどの各コレジオのために写本が作られた。現在、私達が編纂に利用している旧リスボン、旧エヴォラ、旧コインブラの各稿本はこの時期に作成された写本集である⁽³¹⁾。

ローマには先ず、リスボンで訂正された書翰の写しが送られ、ローマ宛の書翰の場合には原文は写しの発送後に送られたようであるが、総会長宛親展は開封されることなくローマへ廻送された。また日本から送られた自筆の書翰も大部分はローマに送られた⁽³²⁾。

なお、ザビエルが一五四九年一月五日付で鹿児島から発送した五通の書翰のうち、大書翰と称されている一通は、一五五一一年八月九日にリスボンに届いたのち、ポルトガル語への翻訳のためコインブラに送られたが、コインブラのコレジオに関する批判的な箇所一九項目を削除したポルトガル語文の写しがローマに届いたのは翌年一月ころのことであり、完全なポルトガル語訳文ができたのは、一五五三年三月二六日付の「従順の徳」に関する総会長イグナティウスの書翰がコインブラの会員に送られたのちのことである。前記の削除箇所には「とくにコインブラの会員たちにあてた部分」と注記してローマに送られていたことも事実であった⁽³³⁾。

ローマに届いたインド宣教に関する書翰がイタリア語に翻訳されたのち初めて印刷されたのは一五五二年であり、その中にはザビエルの大書翰も含まれていた。スペイン語文書翰の印刷は一五五六年にスペインのバルセロナで始まり、一五七五年にはアルカラで『日本書翰集』が印刷された（アルカラ版）。ポルトガル語文の書翰は一五七〇年にコインブ

ラ（コインブラ版）で、さらに一五九八年にエヴォラで印刷された（エヴォラ版）。いざれも大幅な訂正と省略がなされたことは周知のことである。

日本準管区昇格以降、日本では準管区長秘書自筆の清書された年報の他に、控えとして留め置く分も含めて三通の写本が作成された。但し、長崎から発送された写本二通には年報作成者の自署があり、これはOriginalia（写本原本とでも言うべきか）として扱われている。³⁴⁾ フロイドが総会長宛て送った一五八五年一〇月一五日付の書翰には、「すべての年報は三通送られます。年報の一通はマラッカ経由で行きますが、これは「着信を」一年短縮するためです。そして、他の二通はインドに送付され、そこから通例のナウ船でヨーロッパへ齋されます。」³⁵⁾ とある。

インドに送付される二通とは、正規のマカオ—マラッカ—ゴア経由で送られることを指しているのであろう。日本から送られた年報には、その発信順により第一便（1stvia）、第二便（2ndvia）、第三便（3rdvia）と注記され、便数が遅れる分だけ新しい情報が追記された。マカオ、ゴア、リスボンで各々写本が作成されたが、リスボンには通信担当の者が一人いて、ローマに発送する以前に点検・検閲し、印刷することも許されていた。一五九八年にエヴォラで刊行された『日本書翰集』二冊には、一五七九年から一五八八年までの一〇年度分の『日本年報』が収録されている。また一六〇三年から一六一一年にかけてフェルナン・グレイロはエヴォラと里斯ボンで『東インド年報』を刊行したが、これは一六〇〇年から一六〇八年までの九年度分の『日本年報』が収載されている。ローマでは一五八五年にイタリア語文とラテン語文の『一五八一年度日本年報』が各自印刷され、ミラノでも同年イタリア語文の『年報』が刊行された。省略の有無については未確認である。

日本から発送されたラテン語文の年報は、一六一三年と一六一四年の

二年度分にすぎず、いざれもポルトガル語文の年報の抄訳である。ローマではラテン語文の年報作成を強く要請していたが、日本ではこれを作成するだけの余裕はなく、そのための人材も不足していたことを、準管区長フランシスコ・パンシオは総会長補佐アントニオ・アルヴァレスに対する一六一〇年三月一四日付の書翰において弁明している。³⁷⁾

五 個人的書翰について

公式報告としての年報制度を確立したヴァリニャーノは、これとは別に、同会の運営や宣教方針、財政や人事に関わる重要な問題については個人的書翰において報告されるべきことを定めた。一五八一年に日本布教区がインド管区から分離して準管区に昇格・独立したことから、準管区長や教区長に就任した上長達は新たに定期的に書翰を書くことを義務づけられた。ヴァリニャーノが一五九二年に編集した「服務規定」第一七章の第一条によると、布教長（教区長）とその顧問、レジデンシアを担当するすべてのパードレ（上長）は、所定の書式に従つて準管区長と巡察師に書翰を書かなければならなかつた。巡察師が日本在留の時には教区長は月一度、その顧問は年一度の執筆の義務を負つた。レジデンシアの上長のパードレも一年に二度巡察師に書翰を書くこと、巡察師が印度にいる時には年に一度の送信の義務があつた。しかし、この規定が遵守されていたか否かは明らかでない。特に巡察師に対しても定期的に書翰が書かれていたとしても、ローマへ廻送されるような筋のものではなかつたから、それらの書翰が残つた可能性は少ない。

一六一二年に日本管区の巡察師になつたパシオ神父は、ヴァリニャーノの「服務規定」を追認し、第一七章の書翰執筆に関して新たに一項目を加え規制を強化した。即ち、会員は許可を得ることなく、インドの副

王と大司教、マニラの総督と大司教、マカオのカピタン・モールと司教そしてマカオ市庁に書翰を送ることを禁じられた。⁽³⁹⁾

現存している書翰から見て、ローマの総会長と総会長補佐に対して執筆の義務を負っていた者は、準管区長、同顧問、準管区長の顧問、会計係、教区長、同顧問、レジデンシアの長、コレジオ（学院）・ノビシアド（修練院）・セミナリオ（神学校）の各院長の役務者であり、規定に従つて定期的に年二回（春と秋）執筆されていたことが確認される。⁽⁴⁰⁾ 海外にいる会員や知人に対する通信には何の規制もなく自由であつたが、ヴァリニヤーノは上長の検閲なしに直接日本から海外へ書翰が発送されることには反対であったため、重要な問題について言及する場合には事前に上長の承認を求めることが要求した。⁽⁴¹⁾ イルマン達の外国への書翰発送は上長の許可が必要であつたために、一五七九年以前のように多く書かれることはなくなつた。

おわりに

イエズス会の通信制度の根幹は、会員同士の絆の維持・強化にあり、そのために各会員に強い感化を与えるものであることが意図されていた。

会憲において感化（教化）の書がローマに送られるべきことが規定され、その意向は年報制度の確立によつて年報作成を通じて明確に実現された。従つて、ヨーロッパのキリスト教徒の教化のために、そしてイエズス会自身の宣教成果の顯示のために当初から印刷することを前提にして作成された「年報」は、その目的のために初めから制約された報告書でもあつた。このことは、ザビエルが他の宣教師達に示した書翰執筆の指針に基づいて書かれた書翰においても共通していたことは確かである。このよう

に報告している点においては評価されるべきものである。また当時の日本の社会・政治状況については、敢えて歪曲してまで報告する必要はないであらうから、彼等が書き送った実証的表現はかなり客觀性をもつていたと見ていいのではなかろうか。

一九七〇年前後から日本では異宗教間の対話がなされ、それらの共存が模索されてきたが、一五六〇～七〇年代の書翰において頻繁に言及された日本の宗教に関する報告は、宣教師達が克服すべき対象として日本の諸宗派について觀察しこれを分析したものであるために、仏教界によつてその見直しが行なわれている。⁽⁴²⁾ 日本の政治状況に関する報告について、宣教師がどのようにして情報を入手していたかということが問題になる。一五八〇～九〇年代に書かれた「年報」ではかなり豊富な情報が見られるが、豊臣政権の中枢に祐筆として関わっていたシモン安威五左衛門丁佐の存在が注目される。徳川政権初期の政局や政治動向については、家康の重臣本多正純の祐筆（または与力）パウロ岡本大八、幕府金銀改役後藤庄三郎光次の甥パウロ後藤庄吉、家康の侍女オタワ・ジュリアらが伏見城下のイエズス会の教会を中心になつたサロン的な雰囲気の中で得られた情報が長崎に送られたのではないかと推測される。

現在編纂中の『イエズス会日本書翰集』の刊行は、これまで日本史研究に多くの史料を提供してきたエヴォラ版『日本書翰集（日本通信）』が印刷に際して検閲・削除された箇所を古写本によつて補い、執筆時の状態に復元しようとする試みである。その作業過程において写本作成時の段階ですでにかなりの削除がなされたことを知ることができた。一五五四年にインド副管区長メルシオール・ヌーネス・バレトの日本渡航時に突然イエズス会に入つて彼に随行して来日したメンデス・ピントはゴア帰還後に同会を去つたが、古写本では彼の実名には悉く太い線が引か

れて抹消され、当然印刷されたものにも彼の名を見出さない」とはであなかつたことである。またザビエルの訃報がいつ誰によつて日本に知らされたのか、その手がかりになるイルマン・マノエル・タヴォラの記事が印刷では削除され、彼の名ものち抹消されていることを見る時、イエズス会が重視した教化（感化）に関する事柄が「通信」の重要な要素であったことを改めて認識させてくれるのではないかということである。イルマン・タヴォラもまた一五五七年以降のインド管区名簿からその名を消し、一五七五年にブラジルで再入会を許されたが、一五七八年には遂に同会から追放されているからである。⁽⁴³⁾

〔註〕

- (1) イエズス会の通信については、ショゼフ・ヴィツキ師編集の『インド史料集 Documenta Indica』第一巻 (Rome, 1948) の序論においてその概要が述べられている (p. 36-68)。初期の通信に関しては、アルカディオ・シユワーデ「秀吉の禁教令以前におけるイエズス会士の布教通信」(『キリスト文化研究会年報』(第六年第四号、一九六二))、イエズス会年報については、H. チースリク「イエズス会年報の成立と評価」(『東方学』第四九輯、一九七四)、拙稿「イエズス会日本年報について—その手書本の所在を中心にして—」(『キリスト文化研究』第一八輯、一九七八)がある。また松田毅一博士は『近世初期日本関係南蛮史料の研究』第三章「イエズス会日本報告書」において、ヴィッキ師の前記序論に基づいてルイス・フロイスの書翰及び日本年報との関連において言及している(風間書房、一九六七)。他にイエズス会文書に關係したものとして、拙稿「ボルトガル商船焼亡に関する二種類のイエズス会文書について」(『東京大学史料編纂所報』第七号、一九七一)、同「イエズス会日本書翰集」とボルトガル語文書翰について」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第一号、一九九一)がある。

- (2) Georg Schurhamer SJ., FRANZ XAVER Sein Leben und seine Zeit, I,

p. 490. Freiburg, 1955. 河野純徳『聖フランシスコ・ザビエル全生涯』

(平凡社、一九八八)、四二二頁。

- (3) ザビエルがインドに渡航した一五四二年から四九年までの八年間に彼の書翰が確認できないのは一五四三年と一五四七年の二年分である。イグナティウスに対する書翰で残存が確認されるのは、一五四二、一五四五、一五四八、一五四九(三通)の六通である。一四五五年一月二七日付の書翰で、ザビエルは「私がポルトガルを出発してから四年になります。この全期間に、ローマのあなたから受け取った書翰は一通のみであり、ポルトガルのシモン師からは二通だけです。私は毎年、特にあなたトイエズス会員全員についての便りを知りたいと思っています。あなたが毎年私に書いて下さっていることはよく知っています。私もまた毎年書き認めますが、私があなたの書翰を受け取っていないように、あなたも私の書翰を受け取つておられないのではないかと懸念しています」と述べており、彼が毎年一通の書翰をイグナティウスに書き送っていたことは確かなことは思われる。イグナティウスもまた一五四二年から二年間毎年一通の書翰をザビエルに書き送つたことが知られている(G. Schurhamer SJ. et I. Wicki S. I., Epistolae S. Francisci Xaverii, Tomus I, pp. 259-260. Rome, 1944. および EX と略記)。河野純徳『聖フランシスコ・ザビエル全書簡』(平凡社、一九八五)一八七頁。ザビエルがローマ(ヨーロッパ)の全イエズス会員宛てた書翰については、一五四一、「五四四」、「五四五」、「五四六」、「五四八年に各一通が確認される。
- (4) Constitutiones Societatis Jesu, Tom II (Monumenta Ignatiana, Rome, 1936), p. 620-621.
- (5) ibid. p. 620, 622.
- (6) H. チースリク前掲論文、四頁。
- (7) 日本人口ウレンソとダミアンの二通は、彼等がイエズス会入会以前の伝道士時代に書かれたものであるので、一一四通の中に含まれない。またボルトガル人ルイス・デ・アルメイダが入会以前に平戸から発信した一通も員数外である。

- (9) ibid. p. 113, 114. 河野前掲書。四二一六頁。
- (10) 東京大学史料編纂所編『イエズス会日本書翰集』譯文編之一 (1-)、一八四頁。
- (11) 学院長バルゼオに対する第四の訓令に見られる通信に関する記事は以下のようなものである。「イエズス会の兄弟達がいるすべての地方にあって、他の会員達に責任を負つてゐる者（上長）あるいは成果を挙げてゐる者が、彼等がいる諸地方で神が彼等を通じて成果を挙げてゐることについて至福なるバーデレ・イグナシオに毎年詳しく書くことを特に配慮するよう、あなたが〔指示して〕書いて下さい。そして各書翰を読む人々を教化することができないような事柄は決して書かないよう」、そして自分が挙げる成果あるいは成果を挙げることが期待されてることしか書かないようによく注意するよう、「指示して」書いて下さい。そしてまた「各地に」分散してゐる全会員々々、「また」他の会員達に責任を負つている者（上長）が、ヨーロッパにいるバーデレ全員に別の一般的書翰を書いて、彼等がいる各地方で挙げている成果を彼等に知らせて下さい。そして、それらの書翰は十分に注意されたものであつて、物議をかもす事柄はその中では書かず、他人の悪口も書かないようにして下さい。彼等が書くこれらの書翰の上書きは、「コインブラのバーデレとイルマン、そしてローマ・ヨーロッパにいるイエズス会のその他のバーデレ全員宛のものです」。(EX II, p.416. 河野『全書簡』、六六一～六六三頁)。
- (12) Ex II, p.442. 河野前掲書、六八三頁。
- (13) ibid. p. 16. 河野前掲書、二四五頁。
- (14) ibid. p. 35. 河野前掲書、六一四頁。
- (15) 「貌下に対しても、私が日本での経験によって見い出した」と、私がインスピラルにいた時に私に与えられた報告によって知つていたこと、及び私が思い巡らしていたことには、白と黒ほどの大きな隔たりがあると確実に申し上げる」とができます。(ローマ・イエズス会文書館 Archivum Romanum Societatis Iesu 所蔵、日本・シナ部文書 Jap. Sin. 8 I, f. 242)。
- (16) Jap. Sin. 8 II, f. 243.
- (17) マニコーン在王立歴史学士院図書館 Biblioteca de la Real Academia de la Historia, Madrid 伝蔵 Cortes 9-2663, f. 203.
- (18) 「一五八一年度年報」では章立てではなく一まとめて叙述されいるが、下・豊後・都の書き順に変化はない。
- (19) 披露「イエズス会日本年報について」(『キリスト研究』第一八輯、一一一四頁)。
- (20) 再編集された「年報」は、フロイスの名の下に送られた一五八八年二月一日付、有馬発信のものと思われる。
- (21) Jap. Sin. 51, ff. 103-139v. Cortes 9-2663, ff. 453-484v.
- (22) ibid. f. 103.
- (23) ガアリニヤーノが再編集したと思われる「一五八八年度年報」の記載様式は以下の通りである。序文一下地方—有馬—大村・天草・平戸・五島—豊後—都地方。
- なお、記載様式がほぼ固まつた一六〇三年度以降の年報において、布教地域の異動、あるいは禁教などに伴つて記載の仕方に若干変化が見られた年度があるので、参考までに例示する。
- 「一六〇三年度年報」日本の政情 (A) —キリスト教界の現状 (B) —イエズス会の概況 (C) —長崎 (コレジオ・深堀・古賀・外海・内海) —有馬 (コレジオ・有家・島原・西郷・千々石・加津佐・志岐・神津浦・天草) —大村—筑前・豊前・豊後・—都 (伏見・大坂・北国・広島)。
- 「一六〇六年度年報」A—B—C—長崎 (深堀・古賀・諫早・外海・内海) —有馬 (有家・島原・西郷・千々石・加津佐) —志岐・神津浦・天草—肥後—博多—秋月・柳川—小倉—豊後—山口—都—上京—伏見—大坂—北国
- 「一六一四年度年報」A—B—C—長崎 (諫早・不動山・浦上・深堀・五島) —有馬—肥後 (志岐・神津浦) —筑前 (博多) —筑後 (秋月) —豊後・日向—中国—広島—上 (都・大坂・伏見・堺・北国) —駿河。
- 「一六一九年度年報」A・B・C—長崎 (長崎の殉教) —ト (高来・豊後) —都—(都の殉教) —伏見—奥州。
- 「一六一五年度年報」A・B—C—長崎—大村—平戸—高来—肥後—筑

- 後—豊後—上地方—江戸—中国・四国—奥州・出羽—（久保田の殉教）—
仙北—院内—盛岡—津軽。
- (24) Jap. Sin. 2, f. 138v. 報編、『キリシタン研究』第一八輯、11111〇頁。
- (25) Jap. Sin. 51, ff. 295v.-296.
- (26) Jap. Sin. 2, f. 138v.
- (27) 「年報」はマカオに帰航するナウ船で託送するのが恒例であったが、一五九八年來航船の帰航が遅れて翌年三月に長崎を出帆する予定であったため、一五九八年一〇月にマカオに渡航するジヤンク船に一〇月二一日付の「年報」を託した。ジヤンク船への託送はすでに一五八四年に平戸出帆のジヤンク船に始まつていたし、一五八六年にも平戸からマカオに渡航したジヤンク船で発送された。
- (28) 一五八六年一〇月四日付の同年度の「年報」（第一年報）はフイリピンへ経由であつた。翌年一〇月には平戸出帆のスペイン船に託して「年報」を送つたが、同船は逆風のため引き返してしまつた。
- (29) Documenta Indica, vol. 4, p. 834.
- (30) ハカワード、前掲論文、六頁。
- (31) リベボンの田口コレジオにあつた写本集1冊は現在アジュダ図書館 Biblioteca da Ajuda にあり、集書 Jesuítas na Ásia (トムトムにおけるイエズス会士) の中じく含まれてゐる (49-IV-49, 49-IV-50)。ローマハドラの田口コレジオにあつた写本集は「ハンド書翰集 Cartas da India」としてポルトガル国外務省文書館 Arquivo do Ministério dos Negócios Estrangeiros に現存する。ハガオラの田口コレジオにあつた写本集「日本書翰集 Cartas do Japão」セントスボン科学学士院図書館 Biblioteca da Academia das Ciências, Lisboa に現存する。
- (32) 松田前掲書、101頁。
- (33) EX II, pp. 169-171. 沢野『全書簡』、四九六—四九八頁。河野『全生涯』、11111頁。
- (34) Documenta Indica, vol. 1, p. 60. 松田前掲書、九八頁。
- (35) Jap. Sin. 10 II, f. 52.
- (36) Fernão Guerreiro SL, Relação Annual das coisas que fizeram os Padres

da Companhia de Jesus na India, e Iapão nos annos de 600. e 601., em Evora, 1603.

(37) Jap. Sin. 14 II, f. 334v.

(38) Jap. Sin. 2, f. 138v.

(39) BA, 49-456, f. 25.

(40) Josef F. Schütte S.J., Valignano Missionsgrundsätze für Japan. 1-II (Roma, 1958), p. 285. 松田前掲書、101頁。

(41) ibid.

(42) 真宗海外史料研究会編『キリシタンから見た真宗』（真宗大谷派宗務所出版部、一九九八）。

(43) Documenta Indica, vol. 3, p. 787; vol. 6, p. 528.